

金沢市狭小隣地等統合促進事業費補助金交付要綱

令和6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号。次条において「条例」という。）第18条の規定に基づき、狭小地又は無接道地とその隣地との統合に係る費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 狭小地 令和6年4月1日現在において、敷地面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項により道路とみなされた部分を除く。）が100平方メートル未満の土地をいう。
- (2) 無接道地 令和6年4月1日現在において、同一所有者の土地のみでは建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない土地をいう。
- (3) 隣地 狭小地又は無接道地（以下「狭小地等」という。）と2メートル以上接する土地をいう。
- (4) 隣地統合 狭小地等とその隣地を統合し、一体で利用することをいう。
- (5) 売主補助 隣地統合直前の狭小地等又は隣地の所有者（以下「売主」という。）に対する補助をいう。
- (6) 買主補助 隣地統合後の土地の所有者（以下「買主」という。）に対する補助をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、狭小地等又はその隣地の売主（次条第8号に該当する場合は、一体で利用している当該無接道地の売主を含む。）又は隣地統合後の土地の買主である個人又は法人とする。

(補助金交付要件)

第4条 売主補助及び買主補助に係る補助金の交付に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の市街化区域内に存する土地であること。
- (2) 国又は地方公共団体が所有（過去1年の間に所有していたものを含む。）又は管理をする土地でないこと。
- (3) 相続又は生前贈与による隣地統合でないこと。
- (4) 売主が買主（これらの者が法人の場合は、その代表者）の配偶者又は2親等内の親族でないこと。
- (5) 隣地統合する2筆以上の土地のうち1筆以上が宅地であること。
- (6) 隣地統合する土地は、申請時点において、異なる個人又は法人が所有するものであること。共有名義等である場合も、同様とする。
- (7) 隣地統合に当たり購入する土地に建物が存する場合は、当該建物も含めて購入すること。
- (8) 一体で利用されている2筆以上の無接道地を含む隣地統合を行う場合は、当該無接道地一体を購入すること。
- (9) 隣地統合後10年間は、統合を解消せず一体として利用すること。ただし、全ての土地（道路又は通路として利用する部分を除く。）が100平方メートル以上になる場合に限り、分筆して利用することができる。
- (10) 過去3年の間に、この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
- (11) 当該補助事業の完了後、当該土地の状況等について市長が報告を求めた場合は、必要な協力を行うこと。
- (12) 当該補助事業に対して、この要綱の規定による補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。
- (13) 当該補助事業にいまだ着手していないこと。
- (14) 申請者が市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第5条 売主補助及び買主補助の対象となる経費は、当該年度内に行う隣地統合に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地測量及び境界明示に係る費用
- (2) 所有者移転及び建物滅失等の登記費用
- (3) 不動産売買に係る仲介手数料
- (4) 土地の合筆に係る費用

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる費用を合計した額の2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、売主及び買主それぞれ300,000円を超えないものとする。

2 買主補助の額は、購入する狭小地等の筆数にかかわらず、前項の規定によるものとする。

3 補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長が別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金交付変更申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

(事業の未完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、市長が別に定める報告書により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(完了実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに市長が別に定める実績報告書により、市長に報告するものとする。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による額の確定後、補助事業者から提出される請求書に基づき、当該補助事業に対し補助金を交付するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第13条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。